

令和5年3月3日(金)

開会 (9:55)

○渡辺栄六委員長

開会宣言。渡辺宏行委員から欠席の届があったので報告する。出席委員は8名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された議案は、「補正予算」2件、「条例の一部を改正する条例」5件、「指定管理者の指定」1件の計8件である。

議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつ願いたい。

○高橋副市長

おはようございます。今月の13日からは長らくつけていたマスクが個人の判断になる。皆さんどうしようかと考えていると思う。今毎日新聞が調査を行っていて、昨日現在で60,129人にアンケート調査を行った結果がある。13日以降も着用を続ける方が46.1%、場所により着用する方が25.2%、着用しない方が28.5%、その他が0.3%。意外としないという方が少ないという感想だが、どうしたものかと。中々悩ましいところである。感染予防対策はこれからも続けなければならないが、マスクのない生活もいいだろうという気はしている。本日は、案件について8件であるがよろしく審議をお願いしたい。

議第14号 令和4年度胎内市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

須貝市民生活課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億7,527万円を追加し、その総額を33億4,157万4千円といたしたくお諮りするものである。

歳出の主なものとしては、第2款保険給付費において、今年度の給付見込みに基づき、一般被保険者療養給付費を増額した。第8款予備費では歳入歳出の差額分を調整した。

一方、歳入では、第3款県支出金では、市が支出する保険給付費は全額県から交付される保険給付費等交付金で賄われることになっているので歳出における保険給付費と同額を増額するものである。第5款繰入金については、保険税軽減分、保険者支援分の公費負担である保険基盤安定繰入金のほか未就学児均等割軽減分を決算見込みに合わせて増額するものである。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 15 号 令和 4 年度胎内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

須貝市民生活課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ 79 万 6 千円を追加し、その総額を 3 億 4,446 万 6 千円といたしたくお諮りするものである。

歳入では、第 3 款繰入金において、保険基盤安定繰入金の決算見込みに合わせて増額した。

一方、歳出としては、第 2 款後期高齢者医療広域連合納付金において、今ほど申した保険基盤安定繰入金が増加することに伴い、後期高齢者医療広域連合への納付金を増額したものである。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 21 号 胎内市立保育園条例等の一部を改正する条例

佐藤こども支援課長説明

こども家庭庁設置法の施行に伴い、子ども・子育て支援法の一部改正により引用している条項に異同があり整理を行うものである。また、関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、厚生労働大臣が行う権限を内閣総理大臣の権限に改めるものである。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 22 号 胎内市精神障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

須貝福祉介護課長説明

昨年 12 月に本条例の基準となる精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律が施行され、本条例において引用する法律の条項が追加されたことに伴い、整合を図るために条例で第 5 条となっていたものを第 5 条第 1 項に改めるために本条例を改正するものである。内容としては、精神障害者の定義に関する規定で、これまで法律の第 5 条は 1 項のみで、内容がこの法律で「精神障害者とは」といったような精神障害者の定義を規定されていたが、この条に新たに法律の方の第 2 項に家族等の定義が追加されたことから本条例の第 2 条の定義を精神障害者とは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の第 5 条第 1 項に規定する精神障害者という、に改めるものであり、医療費助成制度そのものの基準等に変更はない。

質疑

○羽田野孝子副委員長

この精神障害者医療費助成金については、令和5年度の予算は144万円となっているが、これは何人分になっているのか。それは年々上がっているのか、下がっているのか。

○須貝福祉介護課長

令和5年度の予算編成は、144万円で計上しているが人数については、令和3年度の実績に基づき1月20人かける12か月で年間延べ240人になる。また、利用の実績は、令和3年度が、実人数で35人、延べ人数で196人。令和4年度については、少しこれより減る状況。5年前の平成29年度は、実人数は37人、延べ人数は324人で減少傾向にある。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第23号 胎内市国民健康保険条例の一部を改正する条例

須貝市民生活課長説明

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、子育て世帯への経済的支援の充実を図るため、令和5年4月1日以降の出産に係る出産育児一時金を現行の42万円から48万8,000円に引き上げるほか、産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産する場合は、1万2,000円を加算し、合計で50万円を支給する内容を規定するものである。

質疑

○丸山孝博委員

今回42万円を50万円とのことで政府でも子育て世代に対する支援ということで国が行った制度に伴い各地方自治体も条例改正すると理解している。42万円を48万8千円にし、産科医療補償制度に加入する医療機関が気になる。ここに加入していない医療機関はあるのか。

○須貝市民生活課長

政令の規定ぶりがこの様になっているので他の自治体も同様な規定ぶりになっているが、産科医療補償制度に加入している医療機関。新潟県については100%加入している。全国的にも兵庫県の一部が加入していない医療機関があるようだが、率にして全国で99.9%、ほぼすべての医療機関が加入している制度であった。

○丸山孝博委員

なぜこのように区分したか分かれば教えてほしい。それと、今42万円だがこれも1万2千円の差がある形で実施されているのか。

○須貝市民生活課長

なぜこの様に産科医療補償制度を別に規定するのかというところで、この産科医療補償制度の仕組みとしては、分娩機関が直接公益財団法人日本医療機能評価機構という団体に掛け金を支払って保険を掛ける。掛けた保険金については被保険者が後で負担する仕組みになっている。被保険者が負担する分を我々保険者が負担するというお金の流れになっていることからこのように分けているという分かりづらいお金の流れからこのような規定ぶりになっている。現在42万円の支給についても同じくその中には産科医療補償制度の掛け金も含めて合計で42万円ということで今までは規定されていた。

○丸山孝博委員

支給方法は今までと変わらないと思うが現物支給ではないですね。

○須貝市民生活課長

支給方法ですが妊婦の方が手元に現金を用意する負担を軽減するために分娩機関へ直接支払っている。我々国保の保険者から分娩機関に直接支払う仕組みになっている。これからのことだが、例えば出産費用が50万円まで行ってなく大体48万円程度で収まる仕組みになっているが、仮に48万円が分娩機関で必要だったということであれば、48万円を分娩機関に支払い、50万円との差額は本人に支給する形になるし、今までも同じような支払方法になっている。

○丸山孝博委員

受領委任払い制度のような感じ。満額に満たなければ本人に差額を支給するとのことだがそれは申請なのか。確実に払う感じなのか。

○須貝市民生活課長

これまでは42万円だったので、42万円を下回ることはなかったが、仮に下回っていたり、これから下回ることも想定されるが、基本はその差額分の支給は本人の申請になるが、我々も対象者をつかんでいるので、本人に連絡し支給するまでフォローしていく。これまでも同じような取扱いをしている。

○薄田智委員

この条例が出て、会社の人間に聞いてみた。実際出産でどのくらいかかるのか。今すでに42万円から超えて50万円前後だと。今回50万円に上がるのでよかったと言ったら、法改正になれば医療機関はまた上げる。このいたちごっこだと。市は特別加算することは考えていないのか。

○須貝市民生活課長

この50万円は厚生労働省でも試算していて確かに今までの42万円では足りずに本人の負担があったことは私も理解しているし、厚生労働省も理解している。そこで出産費用を調べると新潟県の平均は48万6,825円で50万円を下回っている。全国的には48万7千円からはじき出した数字が50万円。我々としてはその状況を見ながらもしもっと上回るのであれば、国に伝えていかなければいけないと認識している。市独自では今のところ考えていない。

○渡辺秀敏委員

支給が上がることで他の医療機関で出産費用を上げてくるのではないか。

○須貝市民生活課長

医療機関が出産育児一時金が上がったことで、それを原因として上げるというのは少し考え方が違うのではないかと思う。やはり必要な費用の負担を求めることはわかるが、出産育児一時金が上がったからという理由はないかと思うが、その点も含め今後の推移を注意深く見ていかなければいけないと考えている。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 26 号 胎内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

佐藤こども支援課長説明

各条例の基準となる府省令の改正に伴い、当該府省令の規定と整合を図るべく所要の改正を行うものである。

第 1 条については、保護者の子どもに対する懲戒の権利に関する規定を削除するもの。なお、次に説明する第 2 条にも同様の改正がある。第 2 条については、乳幼児等の安全確保を図るため、安全計画の策定をはじめ、送迎で自動車を運行するときは点呼等による所在確認と安全装置を義務付けるものである。そのほか第 1 条で説明した内容をはじめ社会福祉施設等を併設する場合の設備、人員の基準が緩和されたほか感染症又は食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置を明確にしたものである。なお、現時点においては、この条例が適用される家庭的保育事業者等はない。第 3 条については、今ほど説明した第 2 条の内容とほぼ同じような内容となっている。利用者の安全確保のため安全計画の策定と送迎で自動車を運行するときは点呼等による所在確認と安全装置を義務付けるほか業務継続計画の策定等の努力義務化と感染症及び食中毒及びまん延防止に必要な措置を明確化したものである。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 27 号 胎内市妊産婦医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

金子健康づくり課長説明

妊産婦医療費助成対象者の所得制限を廃止し、全ての妊産婦が医療費助成を受けられるようにする改正等を行うものである。現在、胎内市では児童手当の給付基準を準用した所得制限を行っているが、所得制限が廃止となれば夫婦の所得を確認する必要がなくなるため手続きの手間が減ることにより、早い時期から医療費助成受けることが可能となる。また、県内30市町村すべての妊産婦医療費助成を実施しているが、そのうち所得制限を設けているのは胎内市を含む6市であり、いずれも令和5年度から廃止の方向となっている。

質疑

○丸山孝博委員

所得制限を撤廃することで大変いいことだと思う。所得制限により医療費助成の対象にならなかった家庭はどのくらいあったのか。それは全体の何パーセントか。

○金子健康づくり課長

所得制限があり対象にならなかった方は、令和元年度と令和3年度に一人ずついた。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第32号 公の施設に係る指定管理者の指定について

須貝福祉介護課長説明

これは、二葉町1行政区内にある「鳥坂団地集会所」について、集会所を設置した平成19年4月当初から円滑な自治会運営のために活用されている実績を踏まえ、引き続き、本年4月1日から令和10年3月31日までの5年間、二葉町1の自治会に管理運営を行わせたく、お諮りするものである。指定管理候補者の二葉町1は、本年1月現在221世帯462人。221世帯のうち公営住宅は172世帯で構成されており、鳥坂団地集会所が同地区の地域コミュニティ活動の拠点として例年地域の納涼祭や中条まつり協賛事業、防災訓練等の行事をは

じめ各種集会で例年延べ 1,500 人を超える住民に活用されている実績からも二葉町 1 の自治会に指定管理者を継続させることがこの施設の適正管理と効果的な運営につながるものと考えている。

質疑

○羽田野孝子副委員長

前につつじが丘もこのような運用をしていたが、乙地区、築地地区、黒川地区、中条地区で何か所あるのか。

○須貝福祉介護課長

今回の指定管理の関係は、公営住宅の関係もあり福祉介護課で所管しているが、集会所条例に規定するところがほかに 3 施設ある。委員の言うつつじが丘交流センター、竹島地域ふれあいセンター、柴橋地域ふれあいセンター。条例では合わせて 4 か所である。

○高橋副市長

条例上はそれだけだが、所有権が市にあるか、町内集落にあるかで異なってきた、旧中条町地区の各町内集落の集会施設については、ほとんどが町内集落の所有になっている。黒川地区は、旧黒川村が所有権を持っていたのがかなりの件数あり、その集会所の管理については指定管理ということで町内集落にお願いしているものが数か所ある。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

以上で厚生環境常任委員会を閉会する。

閉会 (10 : 33)